

## 東日本大震災の被害状況について

### 1 地震に関する状況

#### 1) 震源に関する情報

発生日時 平成 23 年 3 月 11 日 (金) 14:46 頃  
震源地 三陸沖 (北緯 38.0 度、東経 142.9 度)  
震源の深さ 約 10 k m  
規模 マグニチュード 9.0

#### 2) 震度に関する情報 (市内の最大)

震度 5 強 (南郷区)

#### 3) 津波に関する情報

津波警報 (1 m) 発表 14:49 (青森県太平洋沿岸)  
大津波警報 (3 m) へ切り替え 15:14 (青森県太平洋沿岸)  
大津波から津波警報 (高いところで 2 m) へ切り替え 3 月 12 日 20:20 (青森県太平洋沿岸)  
第 1 波 15:22 -0.8m  
最大波 16:51 2.7m以上

### 2 八戸市災害対策本部 3 月 11 日 15:00 設置

第 1 回本部員会議 3 月 11 日 15:00  
第 9 回本部員会議 4 月 5 日 15:00

### 3 対応状況

- 沿岸部の住民に避難指示 3 月 11 日 15:05
  - ・対象世帯 12,859 世帯 対象人員 29,857 人
- 避難所 25 か所の開設指示 3 月 11 日 15:05
- 防災無線 (15:05~)、消防関係車両による広報
- 避難者への毛布・食糧などの配布
- 自衛隊へ支援要請し、炊き出しや海洋探査船「ちきゅう」からの救出など
- 避難所での健康相談 3 月 11 日~
- 災害ボランティアセンター設置 3 月 14 日 15:00~ 八戸市総合福祉会館 1 階ロビー
- 災害義援金受付口座開設 3 月 16 日~
- 避難所巡回相談 (3 月 22 日~24 日) り災証明書、市営住宅等一時入居の相談
- 避難世帯応援チーム結成 (支援期間 3 月 30 日~4 月 30 日)

### 4 避難所及び避難者

- 最大避難所数 69 箇所 (3 月 12 日 00 時 00 分現在)
- 最大避難者数 9,257 名 ( " )
- 最新避難所数 7 箇所 (4 月 5 日 06 時 00 分)
- 最新避難者数 221 名 ( " )
- 避難指示等発表状況
  - 3 月 11 日 15:05 避難所開設、避難指示
  - 3 月 13 日 18:02 避難指示解除
  - 3 月 14 日 10:46 避難勧告 (11:15 久慈港 潮位 -50 cm 海上保安部より)  
12:30 避難指示解除 (11:16 避難指示へ切り替え)

5 主な被害状況等（平成23年4月4日17:00現在）

被害区分	被害の状況
1) 人的被害	○ 死亡1名 ○ 行方不明者1名 ○ 重傷6名 ○ 軽傷11名 ※上記のほかに岩手県内での死者1名、行方不明者2名あり。
2) 建物被害	○ 全壊 218棟 ○ 大規模半壊 68棟 ○ 半壊 389棟 ○ 一部破損359棟 ○ 床上浸水1,600世帯
3) 観光関係施設	○ マリエントで海水汲み上げポンプ水没のため使用不可等 ○ 蕪島周辺でトイレ水没、プレハブ売店流出 など ○ 白浜海水浴場施設（トイレ、監視棟）シャッター、窓ガラス破損 など ○ 種差海岸遊歩道 遊歩道の一部損傷及び案内版破損 など
4) 商工関係	○ 八戸港国際物流ターミナル 事務所2階部分の崩落 など ○ 八戸駅前連絡通路 ユートリー及び八戸駅舎との接合部分の破損等 ○ 八戸地域地場産業振興センター 内壁面及び窓ガラス等破損
5) 農林関係	○ 市川地区の水田、畑の浸水、いちご等栽培用パイプハウス全壊 ○ 八戸苺生産組合の建物被害 など
6) 水産関係	○ 第1魚市場、第2魚市場、第3魚市場、卸売場 卸売業者詰所全壊等 ・ 第3魚市場で津波浸水約2m ○ A棟、B棟 大型タンカー岸壁乗り上げ、魚体搬送設備、製氷設備破損等 ○ 水産会館 1階各室 全損 ○ 一種漁港（白浜ほか） 作業小屋全壊、漁船破損・流出 など ○ 漁船 中型いか釣り漁船 岸壁打ち上げ（6隻）等 ○ 水産加工場等施設の1階部分全損 など ○ 市川船溜り 漁協施設全損、漁船流出 など
7) 福祉関係	○ 新湊はますか保育園、浜市川保育園 津波により壊滅状態 ○ しみず保育園ほか3保育園 トイレ壁タイルにひび等 ○ 老人いこいの家海浜荘 1m20cm 浸水
8) 建設関係	○ 館鼻汚水中継ポンプ場 津波によるポンプ場建物・設備の損傷 ○ 市川町字下揚地先水路 延長L=350m、厚さ30cm約770m <sup>3</sup> 土砂堆積 など ○ 市道桔梗野長者久保線陥没 L=7.0m W6.0m 沈下量=42cm（応急復旧済） ○ 市道61路線 ごみ流出堆積（うち市道白浜海水浴場線通行止め）等 ○ 八太郎北防波堤先端部を中心に損壊 など
9) 体育施設関係	○ 長根公園 パイピングリンク破損、体育館の階段モルタル落下等 ○ 南部山健康運動センター 体育館天井パネル落下等
10) 文教関係施設	○ 八戸小学校ほか39小学校 外壁剥離・落下等 ○ 第一中学校ほか16中学校 EXJ破損等 ○ 小中野公民館ほか9公民館 床ひび割れ、天井はがれ等 ○ 給食センター 北地区ほか3給食センター 調理場天井の一部剥離・落下等 ○ 八戸市公会堂 音響反射板昇降用マシン・ガイドレール破損等 ○ 八戸市公民館 外壁ひび割れ、タイル剥落等
11) ライフライン	○ 東北電力（地震直後から市内全域停電） ・ 3月12日夜 市内順次復旧（市庁3/12 22:15復旧） ・ 4月4日17:00 八戸市内停電件数56件 ○ 八戸ガス 3月12日13:00以降大口需要先（市営住宅等）12件で供給停止 3月14日00:30都市ガス供給開始 ○ 水道 南郷区島守地区 水源地取水停止（復旧済）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ バス 市営バス、南部バスともに4月1日以降通常運行</li> <li>○ 鉄道 青い森鉄道(4/5)【青森～八戸】通常ダイヤ(全路線通常運行)  <u>JR八戸線(4/5)【八戸～階上】運行本数を減らして運行</u>  <u>(4/5)【階上～久慈】運転見合わせ</u>  <u>(3/30～ 鮫～久慈間 代行バス運行1日3往復)</u>  東北新幹線(4/5)【盛岡～新青森】3月22日運転再開  【那須塩原～盛岡】運転見合わせ</li> <li>○ 高速道路 【八戸道】【東北自動車道】ともに通行規制なし</li> </ul>
12) 公共施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市庁本館 天井材、壁材の一部剥離・落下(主に4～5階)等</li> <li>○ 防災無線 津波浸水により一部放送不可</li> <li>○ 南郷区役所 庁舎天井照明落下破損等</li> <li>○ 八戸市斎場 電気温水器配管破裂等</li> <li>○ まつりんぐ広場おまつり広場路面段差延べ11m</li> </ul>

被災者からの相談の主な窓口一覧

平成23年4月5日現在

項目	県	地域県民局	八戸市
総合窓口	生活再建・産業復興局 017-734-9580	地域連携部	防災危機管理課 防災対策グループ 0178-43-2147
公営住宅に関する相談	建築住宅課 住宅政策G 017-734-9692	地域整備部	建築住宅課 公営住宅グループ 0178-43-9109
被災建築物の応急危険度判定に関する相談	建築住宅課 建築指導G 017-734-9693	地域整備部	建築指導課 建築指導グループ 0178-43-9137
生活に関する相談	健康福祉政策課 保護・援護G 017-734-9278	福祉事務所	被災者生活再建支援金などの相談 福祉政策課 福祉政策グループ 0178-43-9258
			生活保護に関する相談 生活福祉課 生活福祉第一グループ 43-9307 生活福祉第二グループ 43-9308 生活福祉第三グループ 43-9312 生活福祉第四グループ 43-9320 生活福祉第五グループ 43-9316
健康に関する相談	健康福祉政策課 企画政策G 017-734-9277	保健所	健康増進課 母子保健グループ・成人保健グループ 0178-43-9271・0178-43-9184
医療に関する相談	医療薬務課 地域医療政策G 017-734-9287	保健所	健康増進課 管理グループ 0178-43-9061
心のケアに関する相談	障害福祉課 障害企画・精神保健G 017-734-9307	保健所	健康増進課 母子保健グループ・成人保健グループ 0178-43-9271・0178-43-9184 総合教育センター(子どもの心のケア) ・教育相談「うみねこ」 0178-46-0653
障害福祉に関する相談	障害福祉課 障害者支援G 017-734-9308		障がい福祉課 障がい福祉グループ・自立支援グループ 0178-43-9106・43-9343
介護保険に関する相談	高齢福祉保険課 介護保険G 017-734-9340		介護保険課 管理グループ 0178-43-9083 保険料グループ 0178-43-9285 給付事業者グループ 0178-43-9292

## 被災者からの相談の主な窓口一覧

平成23年4月5日現在

項目	県	地域県民局	八戸市
国民健康保険に関する相談	高齢福祉保険課 国民健康保険G 017-734-9320		国保年金課 国保税に関すること 国保税グループ 0178-43-9384 給付に関すること 管理給付グループ 0178-43-9314
子育て（福祉サービス）に関する相談	こどもみらい課 子育て支援G 017-734-9301	児童相談所 福祉事務所	子ども家庭課 家庭福祉グループ 0178-43-9342
母子保健に関する相談	こどもみらい課 家庭支援G 017-734-9303	保健所	健康増進課 母子保健グループ 0178-43-9271
放射性物質の身体への付着の有無に関する健康相談	医療薬務課 薬務指導G 017-734-9289	保健所	健康増進課 母子保健グループ 0178-43-9271
被災家屋の解体等に関する相談			環境政策課 環境政策推進グループ 0178-43-9265 資源リサイクルグループ 0178-43-9362
し尿汲み取りに関する相談			環境保全課 生活衛生グループ 0178-43-9375
災害ごみに関する相談			清掃事務所 管理グループ 0178-27-4511
			環境政策課 環境政策推進グループ 0178-43-9265 資源リサイクルグループ 0178-43-9362
水道料金に関する相談			八戸圏域水道企業団 料金課 調定グループ 0178-70-7012
下水道料金に関する相談			下水道事務所 下水道業務課 料金グループ 0178-44-8251
小・中学校への転入学支援	教育庁学校教育課 小中学校指導G 017-734-9859	教育事務所	教育委員会 学校教育課 学務グループ 0178-43-9457
特別支援学校への転入学支援	教育庁学校教育課 特別支援教育推進室 017-734-9882		教育委員会 学校教育課 学務グループ 0178-43-9457

被災者からの相談の主な窓口一覧

平成23年4月5日現在

項目	県	地域県民局	八戸市
八戸市奨学金の返済に関する相談			教育委員会 学校教育課 学務グループ 0178-43-9457
高等学校への転入学支援	教育庁学校教育課 高等学校指導G 017-734-9883		
経営・金融及び雇用支援に関する相談	商工政策課 商工金融G 017-734-9368 経営支援課 中小企業支援G 017-734-9375 労政・能力開発課 労働福祉G 017-734-9397		商工政策課 商工振興グループ 0178-43-9242 雇用支援対策課 雇用支援対策グループ 0178-43-9038 (雇用促進住宅への入居に関する相談を含む)
消費生活に関する相談	青森県消費生活センター 青森相談室 017-722-3343 八戸相談室 0178-27-3381 むつ相談室 0175-22-7051		商工政策課 消費生活センターグループ 0178-43-9524
水産業に関する相談			
漁船・漁業用施設、経営等の再建	水産振興課 企画・普及G 017-734-9592	地域農林水産部 水産事務所	水産事務所水産振興課 漁業振興グループ 0178-33-2115
漁港・漁場施設等の復旧	漁港漁場整備課 企画・振興G 017-734-9615	地域農林水産部 漁港漁場整備事務所	水産事務所水産振興課 漁業振興グループ 0178-33-2115
畜産業に関する相談	畜産課 経営支援G 017-734-9491	地域農林水産部 農業普及振興室 畜産課	農林畜産課 農畜産グループ 0178-43-9254
農業に関する相談			
栽培技術	農林水産政策課 農業改良普及G 017-734-9473	地域農林水産部 農業普及振興室	農業経営振興センター 生産振興グループ 0178-27-9163
ビニールハウス復旧	農産園芸課 野菜・畑作振興G 017-734-9481		農業経営振興センター 生産振興グループ 0178-27-9163
農業関係の資金借入、償還条件緩和	団体経営改善課 農業団体指導G 017-734-9459		農業経営振興センター 経営支援グループ 0178-27-9163
農地・農業用施設の復旧	農村整備課 防災・積算G 017-734-9556		農林畜産課 農林環境グループ 0178-43-9052

## 被災者からの相談の主な窓口一覧

平成23年4月5日現在

項目	県	地域県民局	八戸市
県税に関する相談	税務課 指導G 017-734-9066	県税部	
市町村税に関する相談	市町村振興課 税政G 017-734-9065		収納課 (滞納整理) 整理第一グループ 0178-43-9173 (減免) 管理グループ 0178-43-9172 住民税課 (個人住民税) 個人住民税グループ 0178-43-9232 (法人諸税) 法人諸税グループ 0178-43-2179 資産税課 (固定資産税) 管理償却グループ 0178-43-9037

八戸市にゆかりのある岩手県・宮城県太平洋沿岸市町村への  
物資等緊急支援について

1 趣 旨

当市とゆかりのある市町村のうち、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、甚大な津波被害を受けた太平洋沿岸の団体に対し、食料・生活物資等の緊急支援を行うもの。

- 3 月 14 日 支援対象市町村に、支援の必要の有無及び希望物資を照会  
～15 日
- 3 月 16 日 県市長会・県町村会に、県内各市町村に対して、当市ゆかりの沿岸都市へ支援物資の搬送を行うに当たり物資提供の呼びかけを要請
- 3 月 18 日 全国市長会ホームページに、上記と同様に物資の提供依頼を掲載
- 3 月 23 日 全国市長会ホームページへの掲載終了

2 物資受入状況（県内 14 市町村、県外 1 市から受入）

受入日	提供自治体名	主な受入物資
3 月 18 日	五戸町	りんごジュース（100 箱）
3 月 18 日	平内町	ゴミ袋（80 箱）、衣料品（45 箱） ほか
3 月 18 日	五所川原市	米（5kg×600 袋）、りんごジュース（100 箱）
3 月 19 日	中泊町	米（10kg×210 袋）
3 月 19 日	鶴田町	米（10kg×160 袋）
3 月 21 日	松本市 （長野県）	紙おむつ（大人用・子供用 約 100 箱）、粉ミルク（20 箱）、 ティッシュペーパー・トイレットペーパー（50 箱）、米（25kg×20 箱） ほか
3 月 22 日	青森市	米（10kg×100 袋）、アルファ米（5,000 食）、 マスク（100,000 枚）、りんごジュース（1000 箱） ほか
3 月 22 日	三沢市	水（200 箱）、スポーツドリンク（25 箱）
3 月 22 日	深浦町	にんじんジュース（150 箱）
3 月 23 日	風間浦村	タオル、衣料品、紙おむつ 等 ダンボール約 40 箱
3 月 24 日	板柳町	りんごジュース（ヤクルト容器 約 4,000 本）
3 月 24 日	三戸町	毛布、タオル、紙おむつ 等 ダンボール約 70 箱
3 月 28 日	田子町	米（750kg）、食料品、紙おむつ、衣料品 等 ダンボール等約 250 箱（袋）
3 月 28 日	五戸町（追加）	りんごジュース（100 箱）
3 月 29 日	六戸町	米（1,660kg）、ティッシュペーパー・トイレットペーパー、紙おむつ 等 ダンボール約 250 箱
3 月 30 日	三戸町（追加）	毛布、タオル、紙おむつ、衣料品 等 ダンボール約 50 箱
4 月 6 日 （予定）	弘前市	米（8,300kg）、ティッシュペーパー・トイレットペーパー、衣料品、生活用品（紙食器） 等 ダンボール約 800 箱

※太枠内が前回報告からの追加分

※参考

（未定）	鹿角市 （秋田県）	生活用品を中心に検討中とのこと
------	--------------	-----------------



### 3 物資提供状況

支援物資については、別に青森県、日本青年会議所、J C北海道地区協議会から当市へ提供された物資の一部を、前記各自治体から受け入れした物資に加えて提供している。

搬送日	支援先団体名	主な提供物資
3月16日	釜石市 ※陸上自衛隊 トラック 23台	米 (2,000kg)、リンゴ (1,500箱)、水 (125箱)、 缶詰 (2,000個)、レトルトごはん (1,000食) ほか
3月19日	久慈市 ※野田村分と合わせて、民間トラック 10t車1台	毛布 (20枚)、タオル (5箱)、カップ麺 (20箱)、 アルファ米 (200食)、りんごジュース (10箱) ほか
	野田村	レトルトごはん (1,000食)、カップ麺 (20箱)、 紙おむつ (20箱)、りんごジュース (90箱) ほか
3月24日	宮古市 ※陸上自衛隊 トラック 3台	米 (3,000kg)、水 (150箱)、りんごジュース (500箱)、 紙おむつ (大人用・子供用 90箱)、粉ミルク (10箱)、 ティッシュペーパー・トレットペーパー (65箱) ほか
	大船渡市 ※陸上自衛隊 トラック 4台	米 (3,000kg)、水 (150箱)、アルファ米 (5,000食)、 ゴミ袋 (25箱)、りんごジュース (600箱)、 紙おむつ (大人用・子供用 110箱)、粉ミルク (25箱)、 ティッシュペーパー・トレットペーパー (40箱)、衣料品 (40箱) ほか
	気仙沼市 ※陸上自衛隊 トラック 6台	米 (6,000kg)、水 (150箱)、ゴミ袋 (30箱)、スポーツドリンク (25 箱)、紙おむつ (大人用・子供用 130箱)、粉ミルク (30箱)、 ティッシュペーパー・トレットペーパー (55箱)、衣料品 (70箱)、 マスク (100,000枚) ほか
3月25日	宮古市 ※陸上自衛隊 トラック 1台	りんごジュース (130箱)、にんじんジュース (150箱)、紙 おむつ (20箱)、衣料品 (50箱)、タオル (35箱)、毛布 (5 箱)、ゴミ袋 (25箱) ほか
3月31日	釜石市 ※民間トラック 10t車 2台	米 (2,400kg)、レトルト食品 (30箱)、紙おむつ (60箱)、 ティッシュペーパー・トレットペーパー (80箱)、バスタオル (10箱)、衣 料品 (140箱)、ゴミ袋 (20箱) ほか
4月中 (予定)	検討中	弘前市からの受入物資及び当市備蓄物資を提供予定

※太枠内が前回報告からの追加分

#### ※参考

3月30日	釜石市 ※陸上自衛隊	惣菜調理食品 (1kg袋入) 1,440食、缶詰 5種類 (90・125g 入) 11,052缶
-------	---------------	---

陸上自衛隊第4地対艦ミサイル連隊の釜石市への支援物資輸送時に、上記物資を災害対策本部より提供したもの

## 八戸市災害ボランティアセンターの状況報告について

【平成23年4月3日（センター設置21日目）現在】

※網掛け部分：第8回本部会議（3/23）以降の動き

### 1. センターの設置

- (1) 開設年月日 平成23年3月14日（月）午後3時
- (2) 開設場所 八戸市総合福祉会館 1階ロビー  
〔住所：八戸市根城八丁目8-155  
電話：73-3311, 47-1653 電話・FAX：73-3312〕
- (3) 開設時間 午前9時から午後4時まで  
(14日は、午後3時から午後4時まで)
- (4) ボランティア募集休止期間 平成23年3月19日（土）～3月20日（日）
- (5) ボランティア募集再開日時 平成23年3月21日（月） 午前9時
- (6) ボランティア募集再休止 平成23年3月29日（火）

### 2. 事業内容

市災害対策本部等との連携により、被災者のボランティアニーズとボランティア希望者のマッチングを行い、ボランティアによる避難所支援や被災家庭の掃除・片付けなどの各種支援活動を実施する。

### 3. 体制

- (1) 本部長 八戸市社会福祉協議会 柳町信廣常務理事
- (2) 副本部長 八戸市社会福祉協議会 浮木隆事務局次長
- (3) スタッフ 八戸市社会福祉協議会職員  
県内社会福祉協議会応援職員  
災害ボランティアネットワーク八戸

### 4. センター設置の周知方法（一時休止、募集再開を含む）

- (1) 八戸市ホームページへ掲載、ほっとスルメールやTwitterの活用
- (2) 八戸市社会福祉協議会ホームページへ掲載
- (3) 報道機関への投げ込み（テレビ・ラジオによる呼びかけ、新聞記事による周知）
- (4) 各避難所及び市内各所（公民館等）へチラシを配布
- (5) 被災地への戸別訪問によりチラシを配布

### 5. ニーズの掘り起こし

- ・テレビ、ラジオによる継続的なニーズ募集報道の依頼
- ・15日に民生委員地区会長25人へニーズ募集のチラシを送付
- ・16日～18日、25日、27日、29日にかけて、市職員、社会福祉協議会職員及びボランティアが被災地を回って戸別に聞き取り（主に湊地区、白銀地区、鮫地区、小中野地区、江陽地区、市川地区、根岸地区）

## 6. ボランティア実施状況

		依頼 (対応件数)		ボランティア活動			
				登録数 (人)		実働数 (人)	
		当日	累計	当日	累計	当日	累計
14日	月	0	0	1	1	0	0
15日	火	17	17	98	99	67	67
16日	水	19	36	159	258	99	166
17日	木	45	81	299	557	221	387
18日	金	55	136	166	723	269	656
19日	土	50	186	43	766	268	924
20日	日	29	215	13	779	139	1,063
21日	月	53	268	118	897	257	1,320
22日	火	56	324	120	1,017	298	1,618
23日	水	10	334	55	1,072	123	1,741
24日	木	6	340	43	1,115	93	1,839
25日	金	13	353	26	1,141	69	1,908
26日	土	6	359	7	1,148	23	1,936
27日	日	10	369	37	1,185	73	2,014
28日	月	8	377	3	1,193	61	2,075
29日	火	4	381	0	1,193	25	2,100
30日	水	4	385	0	1,193	35	2,135
31日	木	1	386	0	1,193	3	2,138
1日	金	0	386	1	1,194	0	2,138
2日	土	2	388	3	1,197	13	2,156
3日	日	2	390	1	1,198	42	2,198

## 7. 活動内容及び派遣先

活動内容	派遣先と派遣人数		
被災者支援 ・家屋からの泥出し ・ゴミ出し作業 ・家具の運び出し	市川地区	1,196人	白銀地区 161人
	湊地区	173人	根岸地区 116人
	鮫地区	53人	河原木地区 13人
	南浜地区	30人	根城地区 3人
			計 1,912人
避難所支援 ・避難所の清掃	市内避難所 (6ヶ所) 58人 (5日間)		
救援物資の運び出し	長根体育館 64人 (5日間)		
ボランティアセンター運営補助 衛生班、送り出し班	総合福祉会館 113人 (9日間)		
清掃活動	無島北地区海浜緑地 51人 (1日)		

## 8. その他

### ●ボランティア登録者の年齢構成

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	不明	合計
495人	284人	167人	105人	75人	52人	5人	15人	1,198人

※10代のうち18歳以下は442人

## 八戸市職員避難世帯応援チームによる支援について

### 1. 趣旨

避難所で生活している被災世帯を支援するため、担当職員を割り当て、ワンストップでの相談受付サービスを実施する。

### 2. 体制

- ・避難世帯7～8世帯に対し、地域担当職員2名を割り当てる（別紙1参照）  
→避難世帯総数約120世帯に対し、地域担当職員28人

### 3. 応援チーム職員の職務

- ・担当する避難世帯との顔の見える関係づくり  
→最初に直接訪問しての趣旨説明、連絡先の伝達、面談による現状把握
- ・担当世帯からの電話相談、要望の受付及び担当課への連絡調整の実施
- ・避難支援等に係る各種行政情報の提供

### 4. 支援期間及び相談受付時間

- ・支援期間 平成23年3月30日（水）～4月末日（予定）
- ・受付時間 平日の午前8時15分～午後5時

### 5. スケジュール

・月 日	内 容	
3月29日（火）	14時30分	八戸市職員避難世帯応援チーム結成式 （市庁本館3階 議会第2会議室）
3月30日（水）	14時～18時 （13時出発）	避難所へ訪問（8か所） ・被災世帯への挨拶と説明
31日以降	個別相談へ対応	

### 6. 避難世帯対応状況

- ・121世帯中110世帯に面会（30日の訪問時）
- ・訪問時の主な相談内容（別紙1参照）
- ・面会できなかった11世帯への対応  
→再度担当職員からアプローチ

## 避難世帯応援チーム 訪問時(3/30)の主な相談内容

相談内容	
減免関係	水道料金の減免申請の結果通知について ・減免になるかどうか知りたい
	固定資産税の減免について ・減免になるかどうか知りたい
公営住宅	雇用促進住宅の入居通知の時期について ・入居可能の何日前に通知が来るのか
	雇用促進住宅の入居について ・2階が割り当てられたが、高齢者ということで1階に変更して欲しい 仮設住宅への入居(入居期間延長、家賃)について ・入居期間の延長は可能か ・入居可能な場合、家賃はいくらになるのか
	公務員宿舎のライフラインの状況について ・すぐ使用できる状態なのか
	公営住宅への入居可否結果の通知について ・入居の可否についての連絡がないので結果を知りたい
	入居説明会開催時期について ・入居説明会の連絡がない
	市営住宅・県営住宅でのペット飼育について ・市営、県営住宅で猫を飼えるのか
災害ごみ・衛生	災害ごみの回収時期について ・いつ頃回収してもらえるのか
	小屋解体後の廃材の処理について ・隣の空き地に置いても災害ごみとして廃棄してくれるのか
	し尿処理について ・領収書があれば還付するという新聞記事を見たがどうすればいいか
	消毒剤の配布や使用について ・家屋の消毒は市でやってくれるのか ・消毒用のクレゾールや石灰の支給が足りず困っている
住宅再建	トイレの改修に対する補助制度について ・自分で業者に発注したが、公的に補助してくれる制度があれば教えて欲しい
	住宅再建資金の支援について ・とにかく少額でもお金が欲しい
	相続登記が済んでいない被災住宅の修理について ・相続登記が終わっていないが、修理できるのか
	市外業者による修理に対する住宅応急修理制度の適用について ・八戸市の指定業者か分からないが、制度を利用できるのか
	被災家屋の居住審査について ・被災した住宅を見てもらいたい
被災者生活再建支援金制度	制度の詳細について ・申し込みたいが詳細が分からない
	給付時期について ・いつ頃受給されるのか ・給付時期が遅すぎる
	加算支援金について ・詳細を知りたい
	単身世帯助成率について ・単身世帯のため支給額が満額ではない(75%)のが不満

生活資金等支援融資関係	生活資金等の支援・融資について ・詳細を知りたい
	被災者生活再建支援金制度以外の支援制度について ・受給まで時間がかかるので、別の支援制度はないか
	生活資金等の支援・融資の充実について 生活資金等の支援・融資について(給付制度を望む) ・当座の資金に困っている ・とにかく少額でもお金が欲しい
生活保護	生活保護受給者が申請可能な生活資金支援について ・生活再建支援制度を申し込んだが、給付後に生活保護が認定された場合どうなるのか
	生活保護の申請について ・将来の生活が不安なのであれば生活保護も検討すべき
罹災証明	罹災証明の判断基準について ・大規模半壊と半壊での評価の違いについての疑問
	罹災証明の必要な申請について ・各種手続きで提出する際、コピーでいいのを知りたい
引越し	引越し費用に対する助成について ・引越し費用がない
	引越し作業へのボランティア派遣について ・引越しの手伝いをお願いしたい
バス	バス通学の補助制度について ・多賀台から東高校への無料バス券が欲しい
	バスの時間指定運行について ・昼にバスが運休されると困る
その他	住民税課へ相談済の案件の回答について ・未だに連絡がない
	将来への不安(仕事・生活等)について ・今後の仕事がどうなるか不安 ・長時間働きたいが仕事がない
	各種支援の担当課について ・各種支援の担当課を知りたい
	被災住宅の防犯対策について ・灯油の盗難が心配
	家電・寝具の支給について ・中古品でもよいので最低限必要なものが欲しい ・電化製品を揃えるのが大変

## 被災者総合相談窓口の受け付け結果

### 1 開設状況

- 開設時期 平成23年3月17日(木)から31日(木)まで  
 受付時間 土日祝日を含む毎日午前9時から午後6時まで  
 場 所 八戸ポータルミュージアムはっち5階  
 取扱業務 担当する部署の職員が次の申請受け付けや相談に応じる。
- り災証明の申請(住民税課)
  - 住宅の一時入居受け付け(建築住宅課)
  - 災害ごみの処理相談(清掃事務所)
  - 心と体の健康相談(健康増進課)
  - 被災家屋の安全性に関する相談(建築指導課)
  - 災害ボランティアへの依頼(市民連携推進課)

### 2 受け付け結果

月日	り災証明	住宅希望	ごみ処理	健康相談	家屋相談	新庁舎	その他	合計	累計
3/17	72	24	21	1	8	1	2	129	129
3/18	77	27	25	1	5	7	5	147	276
3/19	56	21	17	1	6	0	1	102	378
3/20	42	11	11	0	3	1	4	72	450
3/21	46	19	7	1	4	1	4	82	532
3/22	64	3	6	1	3	3	5	85	617
3/23	30	2	1	0	4	2	3	42	659
3/24	29	0	5	0	0	0	0	34	693
3/25	25	1	0	1	0	0	4	31	724
3/26	40	-	2	-	-	-	0	42	766
3/27	40	-	2	-	-	-	0	42	808
3/28	29	-	-	-	-	-	2	31	839
3/29	52	-	-	-	-	-	0	52	891
3/30	39	-	-	-	-	-	5	44	935
3/31	32	-	-	-	-	-	4	36	971
合計	673	108	97	6	33	15	39	971	971

## り災証明書（認定基準の変更等）について

### 1. り災証明書

災害時に、市町村が被災した個人や団体等に対し発行する書類で、家屋被害の程度や状況をあらわすもの。

証明書は、被災者への各種支援制度等（行政からの支援事業、税や公共料金の減免、保険金等の請求、金融機関等からの貸し付けなど多岐にわたる）の申請の際の添付書類として必要となる。

### 2. り災程度の認定基準の変更について

#### (1) 内閣府の従来の被害認定基準

- ・ 平成13年6月28日付通知  
「災害の被害認定基準について」（全壊と半壊の基準を明示）
- ・ 平成22年9月3日付通知  
「被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の施行について〈抜粋〉」  
(大規模半壊の基準を追加)

#### (2) 地震発生からこれまでの経緯

- ・ 3月11日 地震発生
- ・ 3月15日 今回の津波被害について、被害状況調査の方法、内閣府の被害認定基準に基づく八戸市の認定基準を決定  
調査方法：家屋外壁の浸水線の計測による調査  
判定基準：浸水の高さに応じてり災程度を判定
- ・ 3月16日 被害状況調査の開始
- ・ 3月21日 被害状況調査の完了
- ・ 3月24日 内閣府からの、今回の災害に関する被害程度の新しい認定基準等にかかる参考情報の提供
- ・ 4月1日 内閣府からの正式な通知の受理（3月31日付け文書）  
「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」



(3) 内閣府の新しい判定基準に基づく八戸市の判定基準

	旧来の基準に合わせた判定基準 (外観調査)	新しい判定基準に合わせた判定 基準 (外観調査)
全壊	全壊、流出または1階の外壁の高さ2.0 m以上浸水	住家流出または 概ね1階天井まで浸水
大規模半壊	1階の外壁の高さ1.5m以上2.0m未満 浸水	床上浸水概ね1m
半壊	1階の外壁の高さ1.0m以上1.5m未満 浸水 1階の外壁の高さ0.5m以上1.0m未満 浸水	床上浸水
床上浸水	1階の外壁の高さ0.5m未満浸水	
一部損壊		床下浸水

(4) 対応

既により災証明書が交付された方々のうち、新しい基準に基づき、半壊から大規模半壊へ変更となる方々に対しては、4月1日から個別に通知をしており、引き続き、床上浸水から半壊への変更についても通知をする予定。

(4月4日現在の状況)

- ・ 半壊から大規模半壊への変更 (通知済み) 46件
- ・ 床上浸水から半壊への変更 (見込み) 約140件

## 被害家屋調査結果

### ○住家

新区分	棟数	左の内訳	判断の基準	旧区分
全壊	217	27	浸水深 2.0m以上	全壊
		190		
大規模半壊	207	79	1.5m以上 2.0m未満	大規模半壊
		128	1.0m以上 1.5m未満	半壊
半壊	703	303	0.5m以上 1.0m未満	一部破損
		400	0.5m未満	
計	1,127			

### 【地区別集計】

地区名	全壊		大規模半壊		半壊		計
	全壊・流出	2.0m以上	1.5~2.0m	1.0~1.5m	0.5~1.0m	0.5m未満	
市川	10	134	9	14	16	57	240
下長				3	36	27	66
沼館・江陽				6	70	111	187
小中野		1		1	21	57	80
湊・白銀	1	13	51	89	149	132	435
鮫・南浜	16	42	19	15	11	16	119
計	27	190	79	128	303	400	1,127
	217		207		703		

### ○非住家 ※会社・事業所・店舗については、一般家屋と同規模程度のものを調査対象とした。

	棟数	左の内訳	非住家の種類
全壊	340	196	倉庫・物置・小屋 580棟
		144	
大規模半壊	234	105	会社・事業所(一般家屋と同規模程度のもの) 128
		129	
半壊	410	179	店舗 ( " ) 30
		231	
計	984		不明 246

調査班(住民税課・資産税課・収納課)、調査実施日:平成23年3月16日(水)~21日(月)

# 平成23年東北地方太平洋沖地震により

## 被害を受けられたみなさまへ

H23.4.1

### 平成23年度市税の災害による減免について 収納課

減免対象税目	納税通知書 発送月	減免要件	減免申請事項
○固定資産税	4月1日 発送	当該固定資産について生じた損害の金額が、その固定資産の価値の20%以上 (床上浸水のあった家屋は対象になりません。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水区域に資産を保有し、床上以上の浸水被害があると思われる方に、4月中旬を目途に減免申請書を発送します。</li> <li>・返送用封筒を同封しますので、必要事項をご記入のうえ、ご返送下さい。</li> <li>・第一期の納期は5月2日となっていますが、申請書が届いた方については、第一期分の納付はお待ち下さい。</li> </ul>
○軽自動車税	5月	地震等により所有する軽自動車等が滅失、流失又は損壊した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税通知書が発送されてからの減免申請となりますので、届くまでお待ち下さい。</li> </ul>
○個人市民税	6月	住宅、家財について生じた損害の金額(保険等により補填されるべき金額を除く)が、その住宅または家財の価値の30%以上である場合	
○国民健康保険税	7月	額1,000万円以下の場合	

その他、詳しい内容については、収納課までお問い合わせ下さい。

電話 43-2111

内線 525・199

## 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る金融支援策について

### 1 青森県経営安定化サポート資金「平成23年東北地方太平洋沖地震中小企業災害復旧枠」

#### (1) 融資条件

##### ・融資対象

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震災害（地震による津波及び火災を含む。）により、事業用資産に被害を受け、経営の安定に支障を生じる中小企業者

- ・融資枠 40億円（平成22年度 10億円）
- ・融資限度額 1億円（他の融資と別枠で利用可能）
- ・融資期間 10年以内（据置2年以内）
- ・融資利率 0.8%（但し、事業所又は機械設備等主要な事業資産が全・半壊又は流出したと認められる場合は、全額補助 県80%、市町村20%）
- ・保証料 保証協会基準による（全額補助 県80%、市町村20%）

#### (2) 実施期間

平成23年4月1日から平成24年3月30日

（ただし、平成22年度分は平成23年3月15日から）

### 2 青森県経営安定化サポート資金「平成23年東北地方太平洋沖地震中小企業経営安定化枠」

#### (1) 融資条件

##### ・融資対象

① 今回の地震災害発生後、最近1ヶ月間を含む今後3ヶ月間の売上高又は受注高もしくは経常利益が過去3か年いずれかの年の同時期と比較して10%以上減少すると見込まれるもの

② 今回の地震災害発生後、次のいずれかに該当することにより、経営の安定に支障を生じているもの

ア 最近1ヶ月間を含む今後3ヶ月間の売上高又は受注高もしくは経常利益が過去3か年いずれかの年の同時期と比較して5%以上10%未満減少すると見込まれるもの

イ 今回の地震災害により、売掛債権回収の長期化又は不能が生じているもの

- ・融資枠 100億円（平成23年度分として）
- ・融資限度額 4,000万円（他の融資と別枠で利用可能）
- ・融資期間 10年以内（据置2年以内）
- ・融資利率 ①1.0% ②1.5%
- ・保証料 保証協会基準による

#### (2) 実施期間

平成23年3月25日から平成24年3月30日

## 東北地方太平洋沖地震被害に伴う経済上の理由により 事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます

### 【概要】

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部(中小企業で原則8割)を助成する制度です。

本助成金は、東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。

※ 東北地方太平洋沖地震を直接的な理由(避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等)とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。

### (具体的な活用事例)

- 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。
- 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。
- 計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。
- ※ 既に雇用調整助成金を利用している事業主が、東北地方太平洋沖地震被害の影響を受け休業を行う場合にも、助成対象になります。

### (主な支給要件)

- 最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。
- 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前にその計画を届け出る必要がありますので、本助成金を受給しようとする場合は、労働局又はハローワークにお問い合わせください。
- さらに、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、今回の地震に伴う経済上の理由により最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。

※ 平成23年6月16日までの間については、災害後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象となり、また同日までの間に提出された計画届については、事前に届け出たものとして取り扱いますので、労働局又はハローワークにお問い合わせください。

# 東北地方太平洋沖地震に伴う 雇用保険失業給付の特例措置について

## ▶ ハローワークへ来所できない方々の「失業の認定日」の取扱いについて

雇用保険失業給付を受給している方が、災害のため、指定された失業の認定日にやむを得ずハローワークに来所できないときは、電話などでご連絡をいただければ、失業の認定日を変更することができます。

## ▶ 居住地管轄ハローワーク以外での失業給付の受給手続きについて

交通の途絶や遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、来所可能なハローワークで失業給付の受給手続きをすることができます。

## ▶ 災害時における雇用保険の特例措置について

### ① 概要

- ①事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方については、実際に離職していなくても失業給付（雇用保険の基本手当）を受給できます（休業）。
- ②災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます（離職）。

※災害により直接被害を受け、事業所が休止・廃止になり、休業した場合または一時的な離職をした場合が対象となります。

※上記の失業給付は、雇用保険に6カ月以上加入しているなどの要件を満たす方が対象となります。

### ② 特例措置の利用に当たっての留意事項

- 上記①に該当する方は、働いていた事業所がハローワークに「休業証明書（通常の離職証明書と同様の様式）」を提出していることが必要です。来所される際に、事業主から交付される「休業票」をご持参ください。

- 上記②に該当する方は、働いていた事業所がハローワークに「離職証明書」を提出していることが必要です。来所される際に、事業主から交付される「離職票」をご持参ください。

※事業所から「休業票」や「離職票」を受け取れる状態にない場合は、その旨、ハローワークにご相談ください。

- この特例措置制度を利用して、雇用保険の支給を受けた方については、受給後に雇用保険被保険者資格を取得した場合に、今回の災害に伴う休業や一時的離職の前の雇用保険の被保険者であった期間は被保険者期間に通算されませんので、制度利用に当たってはご留意願います。



厚生労働省・都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）

詳細についての問合せ先：八戸公共職業安定所

0178-22-8609 (11#)

# 災害関係報告

## 三沢基地アメリカ赤十字ボランティア活動について

平成 23 年 4 月 5 日  
農林水産部

### 支援内容

#### ○水産業分野

月 日	人員	支援箇所	支援内容
3月16日 (水)	80名	水産会館	1階の什器搬出、泥だし
3月17日 (木)	160名	水産会館 卸売市場 第三魚市場	ホートパレット類搬出 1階の泥だし、土砂運搬 側溝の土砂除去、ホートパレット類片付け、清掃
3月18日 (金)	120名	第三魚市場 館鼻漁港 水産会館	側溝の土砂除去、卸売場内の土砂除去 水産公社前側溝土砂除去、公社裏の片付けと清掃 1階の床面洗浄
3月21日 (月)	160名	大久喜漁港 館鼻漁港	漂流物の片付け、清掃 水産公社裏（作業保管施設）片付け、土砂除去、清掃
3月22日 (火)	160名	館鼻漁港 第二魚市場	水産公社裏（作業保管施設）片付け、清掃、漂流物等の片付 上屋裏駐車場の土砂除去

3月21日・22日はフランス国際協力隊（約80名）参加

#### ○農業分野

月 日	人員	支援箇所	支援内容
3月28日 (月)	100名	市川町堂の下	いちごハウスのパイプ撤去、ビニール・被覆資材の除去 (パイプハウス9棟)
3月29日 (火)	80名	市川町下揚	いちごハウスのパイプ撤去、ビニール・被覆資材の除去 (パイプハウス11棟) 土砂除去
3月30日 (水)	100名 高校生	市川町市川	いちごハウスのパイプ撤去、ビニール・被覆資材の除去 (パイプハウス16棟)
3月31日 (木)	80名	市川町橋向	いちごハウスのパイプ撤去、ビニール・被覆資材の除去 (パイプハウス2棟) 土砂除去
4月1日 (金)	80名	市川町橋向	いちごハウスのパイプ撤去、ビニール・被覆資材の除去 (パイプハウス3棟) 土砂除去
4月2日 (土)	40名 80名 高校生	市川町橋向 市川町夏秋 保安林	いちごハウスのパイプ撤去、ビニール・被覆資材の除去 (パイプハウス1棟・3棟) 土砂除去 保安林内清掃
4月3日 (日)	80名	市川町橋向 (水田)	水田に流入した家財道具、水産加工場資材等の撤去
4月4日 (月)	50名	市川町橋向	いちごハウスのパイプ撤去、ビニール・被覆資材の除去 (パイプハウス6棟) 土砂除去
4月5日 (火)	名		

○農業分野でのボランティア活動は今週で終了予定。

東北地方太平洋沖地震に係る被災世帯への災害見舞金並びに生活必需品の給付について

今回の災害、特に津波により被災された方々の多くは、住家の損害の他、家財等の損害が大きく、早期の生活再建が困難な状況にある。

現在、被災された世帯に対しては、住家の損害状況に応じて国の制度である生活再建支援制度を活用していただいているが、支援金の給付までには期間を要する現状にある。

このことから、支援金支給までのつなぎの支援として、被災者の生活再建を促進するため、被災された世帯を対象に、住家の損害状況に応じて災害見舞金及び生活必需品の給付を行う。

1. 義援金を活用した災害見舞金（第一次）の給付

八戸市に寄せられた義援金を活用し、被災された世帯に対し住家の損害状況に応じ給付する。

(1) 見舞金

り災程度	金額
全壊	300,000 円
大規模半壊 半壊 一部損壊 床上浸水	100,000 円

(2) 対象者

り災証明書により上記り災程度の区分により住家が被害を受けた世帯。

アパート、マンション等の集合住宅に居住している世帯も対象。

ただし、国の生活再建支援制度と同様に、1つの住家に複数の世帯が居住している場合は、そのうちの1世帯にのみ給付する。

2. 災害救助法に基づく生活必需品の給付

被災された世帯に対し、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品等を給付する。

(1) 費用の限度額（平成 22 年度災害救助基準）

り災程度	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増 すごとに加算
全壊	28,600 円	37,000 円	51,600 円	60,400 円	75,900 円	10,400 円
大規模半壊 半壊 一部損壊 床上浸水	9,100 円	12,000 円	16,900 円	20,000 円	25,400 円	3,300 円

(2) 対象者

り災証明書により上記り災程度の区分により住家が被害を受けた世帯。

アパート、マンション等の集合住宅に居住している世帯も対象。

世帯人数は、住民記録情報等から確認する。



## 被災者生活再建支援制度及び災害援護資金貸付制度の受付状況について

### 1. 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により住家が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給し、生活の再建を支援する制度。

#### (1) 支援金

一人世帯の場合、それぞれの金額が4分の3の額となる。

#### ① 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

#### ② 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

#### (2) 支給対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯（全壊）
- ② 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体）
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難）
- ④ 住宅が半壊し、大規模な改修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊）

(3) 申請受付状況      平成 23 年 4 月 4 日現在      基礎支援金    123 件  
 加算支援金      12 件

### 2. 災害援護資金貸付制度

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、自然災害により著しい被害を受けた世帯に災害援護資金の貸付けを行う制度。

#### (1) 貸付の内容及び限度額

世帯主の負傷の有無	損害の程度	限度額	住居の建直しに際し、壊れた住居を取り壊す場合の限度額
世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合	住居の損害がない	150万円	
	家財の3分の1以上の損害	250万円	
	住居の半壊	270万円	350万円
	住居の全壊	350万円	
世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合	家財の3分の1以上の損害	150万円	
	住居の半壊	170万円	250万円
	住居の全壊	250万円	350万円
	住居の滅失又は流失	350万円	

※世帯の人数と所得に応じて貸付けする。

(2) 申請受付状況      平成 23 年 4 月 4 日現在      1 件

## 災害廃棄物処理に係る被災者支援策について

### 1 被災家屋の解体・運搬支援事業について

(1) 内容

市が、被災家屋の解体及び解体により発生した廃材等の運搬を実施。

(2) 対象

り災程度が半壊以上の家屋

(3) 申請の受付

環境政策課（本庁別館 4 階）

(4) 受付期間

4 月 1 日（金）から 6 月 30 日（木）まで

※申請状況（4 月 5 日午後 1 時現在）

申請件数 30 件

### 2 し尿汲み取り料金の負担について

(1) 内容

汲み取り式トイレが浸水被害のあった世帯に対し、市が汲み取り料金を負担

(2) 対象

床上浸水の世帯

(3) 申請の受付

環境保全課（本庁別館 4 階）

(4) 受付期間

4 月 1 日（金）から 5 月 16 日（月）まで

※申請状況（4 月 5 日午後 1 時現在）

申請件数 32 件

平成 23 年 4 月 5 日  
環境部 下水道業務課

## 下水道使用料の減免及び下水道受益者負担金等の徴収猶予について

### ◆下水道使用料の減免

水道企業団で行う水道の使用水量の減量認定にあわせて、下水道への排除汚水量を減量認定することにより、下水道使用料の減額または免除を実施。

なお、詳細は、水道企業団の減免に準じる。

### ◆下水道事業受益者負担金・農業集落排水事業分担金の徴収猶予

八戸市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例第7条の規定に基づき、被災者からの申請があった場合、原則1年間、下水道事業受益者負担金・農業集落排水事業分担金の徴収を猶予する。

#### ○対象者：

平成23年度に下水道事業受益者負担金・農業集落排水事業分担金の賦課・徴収を予定している受益者で、今回の震災により、その納付が困難となった者

○申請に必要な書類：下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書  
り災証明書

## 【 参 考 】

### 八戸市下水道条例（抜粋）

（昭和 53 年 6 月 23 日条例第 30 号）

第 21 条 市長は、公益上必要があると認めるとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び前条の手数料を減免することができる。

### 八戸市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例（抜粋）

（昭和 55 年 10 月 1 日条例第 31 号）

第 7 条 市長は、次の各号の一に該当する場合には、負担金の徴収を猶予することが出来る。

（2） 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

### 八戸市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則（抜粋）

（昭和 55 年 10 月 1 日規則第 32 号）

第 12 条 条例第 7 条の規定による負担金の徴収猶予の期間は、1 年を限度とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、一定の期間を限りその期間を延長することができる。

## 公営住宅等への一時入居について

### 1 概要

平成 23 年 3 月 11 日発生 of 東北地方太平洋沖地震により住んでいる住宅が全壊、流失等の被害を受け居住する住宅のない方及び福島第一原子力発電所及び第二発電所の事故に伴う避難指示等がだされている地域に居住していた方を対象に、公営住宅等への一時入居を認めるものである。

### 2 これまでの経緯

平成 23 年 3 月 14 日～3 月 25 日	一時入居第 1 回受付開始
平成 23 年 3 月 28 日	第 1 回分入居先決定 (申込者 155 名へ電話連絡)
平成 23 年 3 月 31 日	説明会・鍵渡し(市・県)
平成 23 年 4 月 1 日	入居開始(市・県)
平成 23 年 3 月 26 日～4 月 1 日	一時入居第 2 回受付開始
平成 23 年 4 月 4 日	第 2 回分入居先決定

### 3 内容

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 入居期間      | 最大で 2 年間  |
| (2) 家賃        | 2 年間無料  |
| (3) 敷金・保証人    | 免除  |
| (4) 光熱水費及び共益費 | 個人負担とする。  |
| (5) 設備        | 各住宅には次の設備を設置することとする。<br>① ガステーブル<br>② 風呂設備<br>③ 瞬間湯沸し器<br>④ 石油ファンヒーター |

### 4 入居決定戸数

	4 / 1		4 / 4	
	提供可能戸数	入居者決定数	提供可能戸数	入居者決定数
市営住宅	41	28	13	7
県営住宅	17	10	5	—
雇用促進住宅	135	65	70	—
国家公務員宿舎	39	39	0	0
計	232	142	88	7

### 5 今後のスケジュール

平成 23 年 4 月 8 日から順次、雇用促進住宅、国家公務員宿舎入居開始予定。

※ 4/4 以降は、2 週間ごとに受付を締切り入居先を決定する。

すみやかに入居先を決定するように本部長から指示あり。

## 住宅の応急修理制度について

### 1 制度の名称

住宅の応急修理制度

### 2 制度の種類

現物支給（災害を受けた住宅の応急修理に要した費用を限度額内において、市が直接施工業者へ支払う。）

### 3 制度の概要

- ・災害救助法に基づく住宅の応急修理は、災害により住宅が半壊又は大規模半壊し、被災した住宅の日常生活に必要な部分で緊急性を要する箇所の修理が対象となる。  
※ただし、全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能であるときは対象となる場合がある。
- ・市の負担限度額は52万円である。

### 4 対象者

以下の要件の全てを満たす方が対象です。

- ① 災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと  
（全壊でも対象となる場合がある）
- ② 応急修理を行うことにより避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。  
※現在、避難所や車などで避難生活を送っていて、応急修理を行うことにより被害を受けた住宅で生活できると見込まれること。
- ③ 応急仮設住宅等に入居していないこと。（※公営住宅、民間賃貸住宅などに避難のため一時入居される方で、応急修理が完了後速やかに御自宅へ戻る方は対象になる。）
- ④ 定められた所得等の要件を満たす世帯  
※大規模半壊以上の世帯については、所得の要件は問わない。  
※半壊の場合は、世帯の収入合計額が一定以上の額を超えた場合、対象とならない。

### 5 手続きの概要

- ・応急修理の発注前に、市建築住宅課へ応急修理を申し込む。
- ・申込み者が、市の指定業者へ修理を依頼する。
- ・施工業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、市建築住宅課に工事完了報告書を提出し、市に費用を請求する。

### 6 これまでの経緯

平成23年3月28日～31日 避難所巡回説明会。  
平成23年4月1日 受付開始  
平成23年4月4日～8日 避難所での受付（18:00～20:00）

### 7 今後のスケジュール

平成23年7月10日までに工事完了報告書を提出すること。

裏へ→

8 申し込みの状況

4月1日： 29件

4月4日： 16件 計45件

平成 23 年 4 月 1 日  
建築指導課

『建築指導課における被災者支援の概要』

① 被災家屋の安全性に関する相談（ホームページへ掲載有り）

期間： 随時

【問い合わせ先】

八戸市 都市整備部 建築指導課（市庁別館 6 階）

建築指導グループ TEL 0178-43-9137（直通）

※ 下記の建築関係団体でもご相談いただけます。

（建築物全般について）

◎ 社団法人 青森県建築士会 三八支部

TEL 0178-21-6052

◎ 社団法人 青森県建築士事務所協会 三八支部

TEL 0178-71-4671

（木造住宅の修繕など）

◎ 八戸市建築組合 TEL 0178-30-1121

② 建築基準法第 85 条第 1 項の規定による災害区域の指定（ホームページへ記載有り）

応急仮設建築物等に対する建築基準法の制限を緩和するため、下記のとおり災害区域を指定しました。

- |            |                               |
|------------|-------------------------------|
| 1 災害の発生した日 | 平成 23 年 3 月 11 日（東北地方・大平洋沖地震） |
| 2 災害区域の範囲  | 八戸市全域                         |
| 3 告示年月日・番号 | 平成 23 年 3 月 17 日 第 44 号       |

※参考：建築基準法第 85 条第 1 項

非常災害があった場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から 1 月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。

- 一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
- 二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が 30 m<sup>2</sup>以内のもの



### ③ 建築確認申請等手数料の免除(ホームページへ掲載有り)

※八戸市建築基準法施行細則 第38条により減免を定めています。

#### 1. 適用建物

今回の災害により滅失又は損壊した建築物等の建築又は築造

#### 2. 適用期間

災害が発生した日(平成23年3月11日)から1年以内に建築又は築造の工事に着手

#### 3. 申請書類

(1) 確認申請手数料等減免申請書

(2) 被災証明書の写し 等

※免除申請は、確認申請を申請する前または同時に申請してください。

参考：八戸市建築基準法施行細則

(確認申請手数料等の免除)

第38条 次に掲げる建築物等の確認申請等の確認申請手数料(構造計算適合性判定の対象となる建築物の区分に応じて加算される額は除く。)、中間検査申請書手数料及び完了検査申請手数料については、第1号に掲げるものは、八戸市手数料条例(昭和27年八戸市条例第13号)第4条第3号の規定により同条例別表に定める手数料の2分の1を減額し、第2号に掲げるものは同条例同条第2号の規定によりこれを免除する。

(1) 省略

(2) 災害救助法(昭和22年法律118号)の適用を受けた地域において、その災害により滅失又は損壊した建築物等の建築又は築造で、災害の発生した日から1年以内に建築又は築造の工事に着手するもの

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、確認申請手数料等減免申請書に同項の各号のいずれかに該当することを証する書面を添えて市長に申請しなければならない。

※下記の手数料についても免除される場合がありますので、お問合せください。

- 建築基準法の規定に基づく「許可申請手数料」
- 諸証明手数料(確認済、検査済証明等)
- 長期優良住宅建築等計画認定等申請手数料

平成23年4月5日  
教育委員会学校教育課

被災(避難)に伴う他県からの児童生徒の受け入れ状況  
(平成23年4月4日18:00現在)

1. 受付状況

月日	曜日	児童生徒数	世帯数
3月14日	(月)	1	1
3月16日	(水)	1	1
3月22日	(火)	6	4
3月23日	(水)	5	3
3月26日	(土)	2	1
3月28日	(月)	4	4
3月29日	(火)	2	1
3月30日	(水)	3	3
3月31日	(木)	4	2
4月1日	(金)	1	1
4月2日	(土)	2	2
4月4日	(月)	5	2
		36	25

2. 出身別の児童生徒数・世帯数

県	児童生徒数	世帯数
福島県	22	15
宮城県	8	5
岩手県	6	5
総計	36	25

3. 手続きの種類

区分	集計
区域外就学	23
転入	13
総計	36

※区域外就学:住所を八戸市に移さないで(他市町村のままで)、八戸市の学校に就学する場合

※転入:住所を八戸市に移した上で、八戸市の学校に就学する場合

4. 学校別の受入児童生徒数

区分	集計
中学校	5
小学校	31
総計	36

教育関係の支援状況

1. 災害救助法にもとづく教科用図書との給与

学校	人数	冊数	備考
小学校	7人	21冊	実施済
中学校	15人	79冊	実施済
高等学校			今後調査の上、給与予定

2. 就学援助制度の適用

項目	現行制度	被災特例
支給対象者：	・市内に住所を有し、八戸市立小・中学校に在籍している児童生徒の保護者で、経済的な理由で小・中学校の就学費用の支払いが困難な方	・被災（半壊以上）した方 ・災害救助法適用地域（東京都等の帰宅困難者除く）から避難してきた方
所得基準額：	・世帯の合計所得金額	・支給対象者であれば、所得金額不問
支給対象経費：	①給食費 ②学用品・通学用品費 ③校外活動費 ④修学旅行費 ⑤新入学児童生徒学用品・通学用品費 ⑥医療費（教育委員会が認定した病気） ⑦通学費（小学校は片道4km、中学校は片道6km以上の場合）	同左

## 東北地方太平洋地震対応報告（4 月 5 日）

### 1. 水源

蟹沢浄水場 取水停止中 ※白山浄水場の補給により断水なし  
4 月 5 日 9:00 濁度 蟹沢 0.87 余震のため濁りが継続

### 2. 他団体への応援

#### ◎ 給水車

八戸市南郷区古里小規模水道 給水車1台	3 月 15 日終了
久慈市水道事業所 3 月 13 日から給水車最大11台対応	3 月 19 日終了
石巻地方広域水道企業団 3 月 16 日から第 5 陣、給水車 2 台	3 月 31 日終了
大槌町 4 月 6 日から2m <sup>3</sup> 車 2 台	

#### ◎食料衣類支援

石巻地方広域水道企業団、相馬地方広域水道企業団

### 3. 水道料金の減免・納期限延長

地震・津波により被災されたお客さまにつきまして、水道料金の減免・納期限延長を受付致します。(給水条例第 46 条に基づく措置)

対象者・・・建物の損壊等により水道の使用が困難になった方

復旧作業で清掃に水道を使用した方

漏水により水道(給水装置)を修理した方

申請に必要な書類・・・水道料金減免・猶予申請書

被害を証明する書類(り災証明書の写しなど)ほか

津波到達地域内の水道利用者(一時閉栓中含む)

八戸市	約 6,600 件
おいらせ町	約 200 件
階上町	約 70 件
合 計	6,870 件

現在申請があっている件数 約 400 件

#### 4. 水道水の放射能測定状況

青森県と企業団では、福島原子力発電所事故に伴う水道水中の放射性物質について、3月25日から白山浄水場（馬淵川と新井田川の表流水）浄水、および三島浄水場浄水（地下水）の放射性ヨウ素 I-131 と放射性セシウム Cs-137 の2項目を測定しています。白山浄水場については、青森県が担当し毎日、三島浄水場については企業団が担当し3日ごとに行います。4月4日までの結果はいずれも不検出となっている。（検査機関；白山浄水⇒青森県原子力センター、三島浄水⇒環境科学技術研究所）

#### 5. 概算費用

	H22年度	H23年度	計
企業団関係	約 2,700 万円	約 2,300 万円	5,000 万円
久慈応援費用	約 260 万円	0 円	260 万円
石巻応援費用	約 430 万円		430 万円
大槌町応援費用		約 700 万円	700 万円
計	3,390 万円	3,000 万円	6,390 万円